

(平成20年10月28日)

課室名

新しい学校づくり推進室

件名	県立高等学校整備構想(仮称)検討委員会の設置について(報告)
経緯	<p>平成8年3月、本県の新しい高校づくりを進める指針として「山梨県高等学校整備新構想」を策定した。</p> <p>「山梨県高等学校整備新構想」に基づき、これまで総合学科や全日制単位制高校等の整備を推進してきた。</p> <p>全県一学区による入試制度の導入や、生徒の多様化、生徒数の更なる減少、また地域産業を支える人材育成の必要性の高まりなど、高校教育を取り巻く環境が大きく変化してきていることから、新たな構想を策定することとした。</p>
内容	<p>1 設置目的</p> <p>生徒の多様化、時代のニーズ、生徒の減少等に対応し、魅力ある高校づくりを推進するための指針となる「県立高等学校整備構想(仮称)」の基本となるべき事項について、調査・審議し、教育長に提言することを目的とする。</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 開催予定期間 平成20年10月～平成21年6月</p> <p>(2) 開催予定回数 7回</p> <p>(3) 委員数 18名(別紙名簿)</p> <p>3 委嘱・任命式及び第1回委員会</p> <p>(1) 日時 平成20年10月31日(金) 午前9時30分～</p> <p>(2) 会場 県議会議事堂地下会議室</p>

問い合わせ先：新しい学校づくり推進室 八巻(直通055-223-1767/内線8307)

県立高等学校整備構想（仮称）検討委員会委員名簿

氏 名	役 職
秋 山 宏 子	山梨県立富士北稜高等学校教頭
飯 塚 武 子	山梨県商工会連合会女性部副会長
奥 脇 義 徳	山梨県公立小中学校長会副会長
川 村 直 廣	山梨県高等学校長協会会長
功 刀 辰 也	山梨県高等学校 P T A 連合会会長
後 藤 正比古	山梨県町村教育長会副会長
坂 本 直 子	甲府市立城南中学校教頭
眞 田 良 一	元山梨県教育長
佐 野 好 子	山梨県 P T A 協議会副会長
清 水 悟	（株）日立製作所山梨事業所総務部長
清 水 祝 子	山梨県市町村教育委員会連合会副会長
進 藤 聡 彦	山梨大学教育人間科学部教授
鈴 木 栄一郎	T H K （株）甲府工場人事課長
堤 マサエ	山梨県立大学国際政策学部教授
中 込 文 江	元中学校校長
堀 内 十七三	シチズン電子（株）人事部長
山 田 紀 彦	山梨県私立中学高等学校連合会会長
和 光 泰	山梨県都市教育長会会長

（ 5 0 音 順 ）

県立高等学校整備構想（仮称）検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 生徒の多様化、時代のニーズ、生徒数の減少等に対応し、魅力ある高校づくりを推進するための指針となる「県立高等学校整備構想（仮称）」の基本となるべき事項について、調査・審議し、教育長に提言することを目的として、県立高等学校整備構想（仮称）検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 委員会は、委員18名で組織する。

2 委員は、教育関係者及び教育に関する有識者から、山梨県教育委員会教育長が委嘱又は任命する。

（任期）

第3条 委員の任期は、平成22年3月31日までとする。

（会長及び副会長）

第4条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって選任する。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときにはその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の会議への出席を求め、その意見を聞くことができる。

（部会の設置）

第6条 委員会に必要な応じて、部会又は小委員会を置くことができる。

2 部会・小委員会に属するべき委員は、会長が指名する。

3 部会・小委員会に座長を置き、座長は、部会・小委員会に属する委員が互選する。

4 座長は、部会・小委員会の事務を掌理する。

5 座長に事故ある時は、部会・小委員会の属する委員のうちから座長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、山梨県教育委員会新しい学校づくり推進室において行う。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年10月31日から施行する。